

4 高保体第 609 号
令和 4 年 9 月 28 日

各県立学校長 様

保 健 体 育 課 長
高 等 学 校 課 長
特 別 支 援 教 育 課 長

同居家族に新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合の取扱いについて

日頃から、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力をいただき厚くお礼を申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、9月26日から全国一律に全数届出の見直しが行われる旨を、令和4年9月22日付け4高保体第594号「新型コロナウイルス感染症の全数届出の見直しに係る感染者への対応について」でお知らせしたところです。

このことにより、重症化リスクが低く症状が軽い同居家族が新型コロナウイルス感染症と診断された場合、これまで行われていた保健所による同居家族の濃厚接触者の特定が行われなくなりました。しかし、これまでどおり、陽性者と同居する家族は、一律に自宅待機の対象となります。

つきましては、同居家族が陽性となり、自宅待機の対象となった児童生徒及び教職員については、保護者等から学校に連絡があった期間について出席停止または出勤を控える措置をとっていただきますようお願いいたします。自宅待機期間等が不明な場合は、保健体育課までご相談ください。

また、県立学校の児童生徒及び教職員で感染者が発生した場合の学校における自宅待機要請者の特定については、令和4年7月26日付け4高保体第436号「濃厚接触者（自宅待機要請者）の待機期間の見直し等について」のとおりとします。

今後の学校における感染拡大の防止を図るため、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

なお、別添「保護者等の皆様へ（案）」を活用して保護者へ周知していただきますようお願いいたします。

併置定時制・通信制には貴職からお知らせください。分校には直送しました。

【担当】

保健体育課 廣田、池本 (TEL:088-821-4928)
高等学校課 岩河、東岡 (TEL:088-821-4907)
特別支援教育課 谷澤、平地 (TEL:088-821-4741)

【分類番号 05-04-0009】